

体育施設開放に係る使用許可申請について（お知らせ）

令和５年１０月以降に本校体育館使用を希望される団体責任者の方は、別添「鳥取県立学校体育施設開放要綱」を御確認の上、下記のとおり申請をしてください。

記

１ 開放期間等

- （１）期間 令和５年１０月１日（日）から 令和６年３月３１日（日）まで
- （２）曜日 各団体週一回
- （３）時間 午後８時から午後１０時までの時間内
- （４）場所 第２体育館

２ 受付期間及び場所

- （１）期間 令和５年９月１９日（火）まで
※受付時間：午前９時から午後４時３０分まで
- （２）場所 米子高等学校事務室窓口

３ 提出書類

- （１）鳥取県立学校体育施設使用団体届出書
- （２）教育財産使用許可及び使用料減免申請書

４ 決定方法

- （１）受付時にくじを引いていただきます。
- （２）受付期間に申請した団体で、引いたくじの小さい番号順に曜日を決定していきます。

５ 結果

令和５年９月２０日（水）以降、文書で通知します。

６ その他

- （１）フットサル等ボールを蹴る種目については使用できません。
- （２）受付期間後であっても使用団体がない曜日については申請できますので、学校にお問い合わせください。
- （３）学校行事等で使用できない場合もありますので御承知ください。

【担当】 事務室 宮永 電話 0859-26-1311
